

奈良県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和六年五月七日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
宇野 嘉一	宇野整骨院 香芝市鎌田三九二―三	令和五年十二月二十一日
荒川 恭年	ふくち整骨院 宇陀市榛原福地二二―一 フ ジハイツ一階西側	令和六年二月二十九日